

# 2027年国際園芸博覧会屋内出展作品に係る設計・施工・維持管理業務委託仕様書

## 1 業務名

2027年国際園芸博覧会屋内出展作品に係る設計・施工・維持管理業務委託（以下、「本業務」という。）

## 2 業務概要

2027年国際園芸博覧会屋内出展作品に係る設計・施工・維持管理

## 3 業務目的

2027年に神奈川県横浜市で開催される国際園芸博覧会において、本県の花きの魅力を発信し、本県花き産業のさらなる発展を図るため、国際園芸博覧会の会期中（令和9年3月19日～9月26日）のうち3期間、国際園芸博覧会会場の屋内出展施設において、本県のような花きを使用した装飾を展示する。

## 4 業務内容

### (1) 施工場所、区画面積

- ・施工場所：神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信基地）
- ・本県出展区画：15 m<sup>2</sup>（間口 4,500mm×奥行 3,400mm）  
※隣接区画間の距離約 500mm  
※区画は透水性コンクリート舗装の土間渡して、アンカー等を打つことは不可

### (2) 博覧会協会へ提出する展示計画書の作成

本県の出展概要や平面・断面図のイメージ等を記載すること。（様式は別途指示する）

### (3) 展示物の設計

- ・博覧会のテーマ及びサブテーマを考慮すること。
- ・花・緑出展「屋内出展」の週テーマに準じて、3つの期間ごとにデザインすること。  
また、テーマごとに花材を入れ替えるなど、季節感（春、初夏、盛夏）を演出すること。
- ・福岡県らしい花飾りで、県産の花材を使用すること。

### ※花・緑出展「屋内出展」の週テーマ

期間	週テーマ
①令和9年4月17日～25日	世界に発信する日本の園芸文化
②令和9年5月22日～30日	日常の暮らしに花や緑をとりいれる工夫
③令和9年7月3日～11日	暑い夏を花と緑で涼しく

※出展作品のイメージ図（ガーデン型）



(4) 展示物の設営、維持管理及び撤去

- ・使用する花材は「福岡県産花き」を基本とし、設営後、速やかに使用花材、産地、本数を県に報告すること。
- ・展示期間中はメンテナンスを行い、花材の鮮度が良い状態を保つこと。

※設営スケジュール

4月	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	設営開始	設営完了	出展期間									撤去
5月	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	設営開始	設営完了	出展期間									撤去
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	設営開始	設営完了	出展期間									撤去

(5) 提示物の作成

- ・花の装飾とともに「福岡県産の花であること」をアピールする提示物を作成し、展示すること。また、表示は日本語、英語、中国語表記とすること。

(6) 広報について

- ・本業務の実施にあたっては、プレスリリースの作成及びメディア各社への配布を行い、活動を広く周知すること。

(7) 委託業務実施報告書の提出

- ・業務完了後、速やかに委託業務実施報告書（A4、任意様式）を1部提出すること。

- ・ 報告書には、本業務を適切に運営していることがわかる写真を掲載すること。
- ・ 出展区画内の来場客数の集約を報告内容に含むこと。

## 5 本業務遂行における留意点

### (1) 一般事項

- ・ 建築や造園等の設計から整備・運営、撤去・再利用に至るまで、環境に配慮した取組を検討すること。
- ・ 出展作品の設計から設営に至るまで、関係法令、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会が設定するガイドライン等を遵守すること。また、本園芸博の理念・テーマ及び本県の出展目的に即し、緑や花き、環境に配慮したものとする。
- ・ 本園芸博全体で 1,000 万人を超える来場者が想定されていることを踏まえ、あらゆる来場者が安全・快適に展示を観覧し、体験を楽しむことができるよう、ユニバーサルデザインに配慮した設計とすること。
- ・ 出展区画内への立ち入りを可能な設計とすること。
- ・ 出展区画内への来場者数をカウント可能な設計とすること。
- ・ 隣接する他自治体の区画や催事場で行われる催事等に配慮した施設配置とするとともに、スムーズな人流に配慮した空間設計とすること。
- ・ 屋内の各スペースに必要な設備（電源、照明、空調、水道、情報通信等）の設置に必要な受配電設備、盤、配管等の整備に配慮すること。
- ・ 本業務の実施にあたっては、発注者と事前に協議しながら進めることとし、定期的に進捗状況を報告すること。

### (2) 展示設計に係る事項

- ・ SNS 等で共有したくなる作品とするとともに、魅力的な演出を積極的に活用し来場者を惹きつける変化に富んだ作品とすること。
- ・ 本県への来訪を促進するような作品内容となるよう工夫すること。
- ・ 車いす利用者、視覚障がい、聴覚障がいのある方など誰もが作品を体感できるようバリアフリーに配慮した設計とすること。
- ・ 期間中全日程において、開園時間が 9:45~20:30 の予定となっているため、夜間でも楽しめる作品内容及び演出を行うこと。
- ・ 動物の立ち入りは想定していない（盲導犬等を除く）。

## 6 成果品

5（7）にて示した実績報告書については、次の形式により納品すること。

- ・ 納品媒体および数量：紙媒体（2部）、電子データ（CD-R 1部）
- ・ 電子データは、Windows で表示可能な形式（PDF、Word、Excel、PowerPoint 等）とする。なお、その他のソフトウェアを使用する場合は、委託者と別途協議すること。

## 7 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本委託終了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに委託

者と協議の上、成果品の訂正をしなければならない。  
なお、上記に係る費用は、受託者の負担とする。

## 8 帰属

- ① 受託者は本委託業務に係る成果品の全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとする。
- ② 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- ③ ②の規定は、受託者の従業員、仕様書 11 の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- ④ ②及び③の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- ⑤ 本委託業務に係る成果品に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- ⑥ 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- ⑦ 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- ⑧ 受託者は、本委託終了後も含め、業務の成果等を委託者の承認を受けないで、自ら使用したり、他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- ⑨ 電子データは、完成後に委託者又は委託者が許可した他の団体のホームページに掲載する場合がある。

## 9 支払方法

契約代金は、委託業務の履行完了確認後、受託者からの請求に基づき委託料を支払う。

## 10 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときにはこの限りではない。

- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同時に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を持つ。

## 11 個人情報の取り扱い

- (1) 受託者は、受託業務の処理上知りえた秘密を他人にもらしてはいけない。
- (2) 受託者が取り扱う個人情報については、福岡県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

## 12 その他

- ・契約は、選定された企画提案事業者と細部について打ち合わせを行った後となるため、提案された企画内容が変更となる可能性がある。
- ・当初予定から変更となる場合は、詳細協議の上、変更契約となることがある。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、その都度委託者と協議の上、対応すること。